

決議案第3号

議会基本条例検討特別委員会の設置に関する決議の提出について

上記の決議を三田市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年10月25日

議会運営委員会委員長 平野 菅子

議会基本条例検討特別委員会の設置に関する決議（案）

1 特別委員会の設置

地方自治法（昭和22年法律第67号）第110条及び三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）第4条の規定により、8名の委員からなる議会基本条例検討特別委員会を設置する。

2 調査事項

（仮称）三田市議会基本条例の制定に向け、議会改革を積極的に進め、二元代表制の一方の主体として、地方分権時代にふさわしい住民自治のあり方、議会制度等について調査する。

3 調査期限

議会基本条例検討特別委員会は、2に掲げる事項の調査が終了するまで閉会中もなお継続して調査を行うことができる。

以上、決議する。

平成22年10月25日

兵庫県三田市議会